

宮城県仙台第三高等学校教育振興会会則

第1章 総 則

第1条 (名称) 本会は、宮城県仙台第三高等学校教育振興会と称し、事務局を仙台市宮城野区鶴ヶ谷1丁目19 宮城県仙台第三高等学校内に置く。

第2条 (会員) 本会は、宮城県仙台第三高等学校生徒の父母（又はこれに代わる者）と同校に勤務する教職員，ならびに本会の目的を賛助し，総会において推薦した者をもつて組織する。

第3条 (会員の権利義務) 本会の会員は，役員の選挙権及び被選挙権，ならびに所定の会議に出席して発言する権利を有する。

第2章 目的及び事業

第4条 (目的) 本会は，宮城県仙台第三高等学校の設備を充実し，教育環境の整備を図り，同校の教育目標を達成するために助成することを目的とする。

第5条 (事業) 本会は第4条の目的を達成するため，次の事業を行う。

1. 教育環境の整備・教具の補充
2. 教材・教具の補充
3. 教職員・生徒の研究助成
4. 生徒諸活動に対する助成
5. 教職員・生徒の福利厚生に対する援助
6. 生徒の奨学資金の助成
7. その他本会の目的を達成するのに必要な事業

第3章 役 員

第6条 (役員) 本会に次の役員を置き，役員会を組織する。

会長1名，副会長4名，監事5名，幹事若干名。ただし，副会長4名のうち2名は教頭をもって充てる。

第7条 (役員選出) 会長，副会長，監事，幹事は，各学年委員及び教職員より候補者推薦委員を挙げて選出し，総会の承認を経てこれを決める。

第8条 (任期) 役員任期は1年とする。ただし，再任を妨げない。役員は任期が満了しても，新任者が決まるまではその職を行わなければならない。後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 (顧問) 本会に顧問を置くことができる。顧問は役員会の承認を得て会長が委嘱する。顧問は本会の諮問に応ずる。

第10条 (参与) 本会に参与を置く。参与には宮城県仙台第三高等学校長を充て，会長が委嘱する。参与は本会の事務に参与し，総会・役員会に出席して意見を述べるができる。

第11条 (役員の仕事)

1. 会長は本会を代表し，会務を統理する。
2. 副会長は会長を助け，会長に事故があるときはその仕事を代行する。
3. 監事は本会の監査にあたる。

第4章 会 議

第12条（会議）本会の会議は、総会・役員会とする。

第13条（総会）総会は毎年1回、会長がこれを招集する。ただし、必要がある時は臨時に開くことができる。総会は委任状提出者を含めて会員の2分の1以上の出席を以てこれを成立とする。総会においては次の事項について審議し、出席者の過半数を以てこれを議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

1. 事業計画、予算の議決及び決算の承認
2. 役員承認
3. 会則の改正

そのほか役員会の報告、教育に関する諸連絡、懇談などを行う。

第14条（役員会）役員会は必要に応じて会長が招集し、会務の執行に関して協議する。

第15条（会議の記録）会議の議事については、書記が要点を記載した議事録を作成し、出席者2名以上の署名を受けなければならない。

第5章 会 計

第16条（会計事務の委託）本会は、協議により本会の事務の一部を校長へ委託して、管理し及び執行させることができる。

なお、委託した事務を変更し又は廃止しようとする時は、本会は協議して行わなければならない。

第17条（経費）本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入を以てこれに充てる。

第18条（会費）

1. 会費は総会において決める。
2. 特別整備事業費、生徒遠征活動補助費、生徒活動行事費を別途の会費とする。

第19条（会計帳簿）会計は、現金出納簿その他必要な帳簿を備え、出納を記入しなければならない。

第20条（会計年度）本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第21条（監査）会計は年1回以上監査を受けなければならない。

第6章 顕 彰

第22条（顕彰）本会は、本会の活動について功績顕著な個人を顕彰することができる。

第7章 事 務 局

第23条（事務局）本会に事務局を置く。事務局長及び書記は、宮城県仙台第三高等学校職員の内から会長が委嘱する。事務局長は会長の命を受け本会の事務を掌理する。書記は本会の庶務会計及びその他の事務に当たる。

なお、事務局長及び書記は、総務部所属の職員を充てる。

第8章 会則の変更

第24条（会則の変更）この会則を変更するには、総会において出席会員の3分の2以上の賛同を得なければならない。

付 則

1. この会則に定めたもののほか、本会の運営上必要な事務規定は、役員会に諮って会長が別に定めることができる。
2. この会則は平成15年4月26日からこれを施行する。
この会則は平成17年4月23日からこれを施行する。
この会則は平成24年4月21日からこれを施行する。
この会則は令和2年5月18日からこれを施行する。
この会則は令和3年4月26日からこれを施行する。